

## とくしまフリーWi-Fi ナビへの広告表示に関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、とくしまフリーWi-Fi ナビ におけるバナー広告（以下「広告」という。）の取り扱いについて、徳島県広告事業実施要領（以下「要領」という。）第8条に基づき、必要な事項を定める。

### (広告の表現)

第2条 広告は、原則として次の各号に掲げる表現を禁止する。

- (1) 県の情報と錯誤する恐れのある表現や画像の使用
- (2) ラジオボタン等のほか、「閉じる」、「キャンセル」等の表現により、閲覧者の意図に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
- (3) テキストボックスやプルダウンメニュー等、実際には機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

2 県は、広告の表現や配色等で閲覧者に不快感を与える恐れがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

### (広告の修正等)

第3条 県は、要領第3条及び前条に定める内容について、広告の掲載前に具体の判断を行い、必要に応じて申込者に当該広告の全部又は一部について掲載の修正や中止等を求めることができる。この場合において、申込者が正当な理由が無く掲載の修正や中止等に応じないときは、当該広告の全部について掲載を停止する。なお、掲載後において、当該広告に関し、要領第3条及び前条に定める内容について疑義が生じた場合も広告主等に対して同様の対応が行うことができる。

### (掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者は、とくしまフリーWi-Fi ナビ広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、県に提出する。

2 広告の原稿の作成に関する費用は、申込者が負担する。

3 県は、広告原稿のデザイン、リンク先等について審査を行い、承認したものを掲載する。

### (広告掲載の決定)

第5条 県は、前条の申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載（不掲載）決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知する。

2 前項の場合において、広告の申込みが広告の募集件数を超えた場合は、次の各号による

優先順位によるほか、先着順により掲載の可否を決定する。

- (1) 本県の地場産業や産品等、その他県内産業の活性化と本県のイメージアップを図るにふさわしい者
- (2) 公共性が高い者
- (3) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有する者

（広告審査会の設置）

第6条 広告の内容等について審査する機関として、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、会長と会員で構成し、会長は情報政策課長、会員は情報政策課副課長、及び会長が指名する情報政策課職員をもって充てる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、情報政策課副課長がその職務を代理する。
- 4 広告審査会の庶務は、情報政策課において行う。

（会議の開催）

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要であると認めたときに、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した会員の総意の過半数をもって決定する。
- 4 会長は、必要があると認めた場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（広告の掲載期間及び掲載時期）

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告も可能とする。

- 2 広告の掲載開始日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、県は午前0時に掲載する。
- 3 広告の掲載終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とし、県は翌日の午前0時に取り除く。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、県が別に定める。

- 2 広告主は、県が指定した納入通知書により、掲載開始日から起算して30日以内に納付する。ただし、広告掲載申込みが初回の場合に限り、広告主は、納入通知書の発行日から起算して30日以内に納付する。
- 3 第2項ただし書の場合、県は領収書の写しによる支払いの確認を行った後、広告を掲載

する。

(広告掲載料の返還)

第10条 県は、徴収した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰すべき事由がなく県が掲載すべき広告を表示しなかった期間が1日を超えると、又は特別の事由があると県が認めるときは、この限りではない。

2 次の各号に掲げる理由により県がとくしまフリーWi-Fi ナビの運営を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他、公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合において還付する金額は、日割り計算により算出する。なお、当該還付する金額には利息を付さない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 要領第3条の規定に反すると判断したとき
- (2) 第9条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3) その他、県が広告事業を継続することが適切でないと判断したとき

(疑義等の決定)

第12条 この要項に定めのない事項又はこの要項に関し疑義が生じたときは、県と広告主等が協議をして定めるものとする。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、県が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年2月1日から施行する。